

## 院内がん登録委員会要綱

### (趣旨)

第1条 市立函館病院がん診療委員会要綱第2条第2項に基づき、院内がん登録委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営、および院内がん登録の実施に必要な事項を定め、市立函館病院（以下「病院」という。）における院内がん登録業務の適正な企画、管理および運用を図ることを目的とする。

### (院内がん登録の目的)

第2条 病院におけるがん診療の向上と患者診療への支援、患者・家族、一般への情報提供、ならびに国のがん対策立案のための情報提供を目的とし、院内で診断・治療を行った全てのがん患者についてのその診断から治療、ならびに予後に関する情報を登録する。

### (委員会の構成)

第3条 院内がん登録委員会には、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、がん診療委員会委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員は、委員長が指名する。
- 5 委員長は、院内がん登録委員会を代表して会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代理する。

第4条 院内がん登録の実務を適正かつ円滑に行うため、医療企画センター医事担当課内に院内がん登録室を置く。

### (委員会の任務)

第5条 委員会の任務は以下に定める。

- (1) 院内がん登録運用に関する審議
- (2) 院内がん登録運用に関する関連部署との調整
- (3) 院内がん登録集計結果、院内のがん登録情報の利用状況等の運営会議への報告
- (4) 院内がん登録室の運用・管理

### (委員会の開催)

第6条 委員会は年2回開催する。ただし、委員長が必要とみとめた場合には、その都度委員長が招集して、開催することができる

- 2 委員長は必要があるとみとめたときは、委員以外の職員を出席させることができる。

(院内がん登録室)

第7条 院内がん登録室は、診療情報管理室内におき、専任の診療情報管理士が業務を行う。

2 院内がん登録室には、業務の総括・個人情報の管理を行う管理者を置く。

(院内がん登録室の業務内容)

第8条 院内がん登録室は、以下の業務を行う。

(1) 登録業務

病院で運用されている各種データベースならびに診療録情報を用い、診断・治療に関する腫瘍毎の登録を行う。

(2) 予後の情報登録

患者毎の予後調査に関する情報を登録する。

(3) 院内がん登録情報の集計

院内がん登録情報の集計、生存解析を行う。

(4) 院内がん登録情報の提供

登録情報の集計結果に関する院内への情報提供ならびに国立がんセンターへの情報提供および地域がん登録(道)への情報提供。

(5) 提供資料に関する問い合わせの対応を担当する。

(院内がん登録の登録対象と登録内容、利用情報源)

第9条 登録対象疾患は、上皮内がんを含む全悪性新生物、ならびに良性を含む頭蓋内の腫瘍とする。

(1) 1人に複数の独立した腫瘍(重複がん)が診断された場合には、それぞれの腫瘍について登録する。

(2) 登録は、入院・外来のがんを問わず、病院における初回の一連の診断・治療情報とする。

(3) 登録項目は「がん診療連携拠点病院における院内がん登録標準登録様式」に従う。

(4) 病院として独自に付加する情報については委員会において協議し決定する。

(5) 登録対象を抽出するために以下の各種情報を用いる。

ア 入院診療録(退院時サマリー)、外来診療録

イ 外来病名・医事レセプト病名

ウ 放射線治療情報(放射線科)

エ 病理組織・細胞診断情報(病理)

オ 予後情報・医事情報来院履歴

カ 放射線共同機器利用状況(地域連携室)

キ その他

(6) 上記項目より情報が得られない場合は主治医へ補完する。

(院内がん登録情報の提供)

第10条 医師等が、診療内容を把握・評価する目的で院内がん登録情報を利用する場合、院内がん登録室は、院内がん登録委員長の承認により院内がん登録情報を申請者に提供する。

(院内がん登録情報の保存期間)

第11条 院内がん登録に登録された情報は、永久保存とする。

(運営)

第12条 この要綱に関する庶務は医療企画センター医事担当課が行う。

附 則

1 この要綱は、平成22年2月15日から施行する。